

社協
事業紹介

いざ!という時の強いみかた

富士宮市家具固定事業

この事業は、富士宮市家具固定事業連絡会が、地震災害から一人でも多くの市民の命を守る事を目的に、家具の固定や移動のお手伝いをさせていただくものです。

平成 26 年度の事業を実施するにあたり、以下のとおり対象者の募集をいたします。

※家具の固定は、プロの大工さんが無料で施工します。

※お心当たりの方がいらっしゃいましたら、その方にもお声をかけていただきますようお願いします。

【事業実施日】 平成 27 年 1 月 25 日(日) ※荒天などの場合の予備日 翌週 2 月 1 日(日)

【対 象】 自ら家具の固定ができない市内在住の方で①～④に該当する世帯
経済的な理由で大工等に依頼できない方で・・・

※参考：経済的な理由の目安はおおむね年収

【1人世帯：160万円、2人世帯：210万円、3人世帯：250万円】

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②身体障がい者手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯

③療育手帳の交付を受けている知的障がい者のみの世帯

④その他、当連絡会が必要と認めた世帯

※その他加味すべき世帯の状況等については、備考として記入いただけますと世帯状況の把握がしやすいので、お願いします。

【注 意 事 項】

○家具の固定は、地震災害時の転倒予防を完全に保証するものではありません。
従って、固定した家具の転倒による被害の損害賠償の責任は負いません。

○家またはアパートにお住まいの方が申込める場合は、所有者または管理者の承諾が必要です。
また、公営住宅にお住まいの方は管理する部署と協議してください。

○借家やアパートなどを退去する場合、家具等の取り外しは、自己責任で行っていただきます。

○本事業の利用は、1世帯につき1回限りとし、固定することのできる家具の数量は3棟までとします。
※電化製品は固定することはできません

○不用品の引き取りはできません。

○申込多数の場合は、書類選考及び抽選とさせていただきます。ご了承ください。抽選にもれた場合は、次年度の対象とさせていただきます。「決定」通知は11月中旬頃になります。

家具固定事業の申込書は富士宮市社会福祉協議会窓口およびホームページより取得できます。

申込書提出のメ切は平成 26 年 10 月 31 日必着となっております。

富士宮市社会福祉協議会HPアドレス <http://www.f-syakyo.or.jp/index.html>